

令和5年度社協助成金の概要 ※詳しくは各助成金の要綱や実施要領をご覧ください。

地域福祉活動助成金	
運営費	事業費
＜対象期間＞ R5.4/1～R6.3/31	＜対象期間＞ R5.4/1～R6.3/31
＜申請期間＞ R5.4/17～R5.7/15（→申請した月の翌月下旬までに決定）	＜申請期間＞ R5.4/17～R5.12/28
＜対象団体＞ 以下の全てを満たす団体 ■本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っている。 ■本会にボランティア団体情報カードを提出している。 ■構成員が 5人以上 で、その 過半数以上 が 朝霞市民 。 ■毎年、 収支予算書 及び 収支決算書 を作成している。 ■会費、参加費等を徴収するなど、 自主財源の確保 に努めている。（ 運営費 のみ） ■ 朝霞市内 に拠点をおいて活動している。 ■ 規約 又は 会則 を有している。 ■営利、政治、宗教等の活動が目的でない。	

助成金の種類と区分	運営費			事業費
	地域福祉活動団体	ふれあい・いきいきサロン	高齢者会食会	
対象	以下の全てを満たす団体 ・活動実績が 1年 以上 ・ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人など	以下の全てを満たす団体 ・活動実績が 半年 以上かつ 5回 以上 ・高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象に、 居場所づくり の活動をしている。 （子育てサロンは、世代間交流を伴う活動） ・対象者であれば 誰もが 参加できる。 ・ 毎月 、開催している。	以下の全てを満たす団体 ・活動実績が 半年 以上かつ 5回 以上 ・70歳以上の独居高齢者を対象としている。 ・対象者であれば 誰もが 参加できる。 ・ 原則、食事の提供 をしている。	以下の全てを満たす事業 ・ 広く一般 に参加を呼びかける。 ・この助成金の 交付額以上の事業費 で実施される。
助成基準額（上限金額）	24,000円	2,000円×開催回数（上限80,000円） ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	4,500円×開催回数（上限108,000円） ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	30,000円
対象経費の例	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費			会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費

歳末援護金【予定】
→8月頃に、本会ホームページに情報を掲載します。
＜対象期間＞ R5.11/1～R6.2/29
＜申請期間＞ R5.9/1～10/31（→申請した月の翌月下旬までに決定）
＜対象団体＞ ■地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している ■主な 構成員 が 朝霞市民 ■主に 朝霞市内 で活動している ■活動実績 1年 以上（原則）
＜対象事業＞ 住民が主体となって行う地域福祉推進のための事業 〈例〉 ・地域から孤立をなくすための活動・・・サロンの年末年始行事 ・地域住民が参加できる活動・・・高齢者会食会でおせち料理を提供 ・地域住民の福祉活動への参加促進・・・講演会や交流事業 ・支援を必要とする方々への直接的な援助・・・当事者団体の新年会 ・防災に関連する事業・・・自治会・町内会が行う防災訓練 ・児童の健全な育成を目的とする事業・・・乳幼児をもつ親を対象とした交流会 ・地域福祉推進のための事業・・・AED操作講習会 〈対象にならないものの例〉 ×ボランティア懇談会の経費 ×領収書で確認できない経費 ×人件費などの経常経費 ×助成対象の事業に直接関係ない経費
＜上限金額＞ 10,000円程度（未定） ※財源である地域歳末たすけあい募金の募金額が減少しています。 この金額よりも低くなる可能性がありますので、 ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>
朝霞市社会福祉協議会地域福祉推進係

☎048-486-2485【直通】
FAX:048-486-2418 メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



▲本会ホームページ ▲メール
「補助金・助成金」